

◇平成16年度 国土交通省PFIセミナー(さいたま会場) 質問一覧

NO	質問	回答
1	PFI社債導入に向けた取組み、議論等(特に、法律面)を知りたい。	PFI推進委員会の中間報告(平成16年6月)にも、将来的に市場が成熟した段階で、譲渡性を前提とした社債等の直接金融を活用する事業スキームが生まれることが望まれるとの記載があり、今後検討されると考えられます。
2	将来構想として分野別の民間化率を教示頂きたいです。	個々の事業の特性により、PFI方式が馴染むかどうかの判断がされることもあり、民間化率等の想定等については、困難ですが、当省としましては、PFI事業の推進に向けて取り組んでいるところです。
3	総合評価方式と多段階選抜方式との使い方に定義があれば教えてください。	PFI推進委員会のPFI事業実施プロセスに関するガイドラインにおいて、PFI事業の手続きにおいては、会計法の適用を受ける契約の場合、総合評価一般競争が可能となっています。また、入札時に、参加資格要件を設定するが、その参加資格要件に加え、概略の事業計画により審査を行う多段階選抜を実施することが適当とされているところです。
4	今後、日本でのPFI事業は増加するか減少するか。できましたら、どの程度かも知りたい。	個々の事業の特性により、PFI方式が馴染むかどうかの判断がされることもあり、増減の予想については、困難ですが、当省としましては、PFI事業の推進に向けて取り組んでいるところです。
5	これからどのような分野に重点的にPFI事業を適用していくのか教えてください。	PFI事業の分野については、その個々の事業の特性により、PFIに馴染むかどうかの判断があることから、特定の分野を重点的に適用することはありません。
6	PFI推進法の見直しに関する検討状況はどうなっているのでしょうか？	PFI推進委員会の中間報告にもPFI推進法の改正について指摘されており、今後検討されると考えられます。
7	VFMの試算方法の傾向と今後の動向。	PFI推進委員会の中間報告によりますと、VFMの評価にあたってはその客観性、信頼性の向上が求められる旨、低減されております。
8	<p>*「施設整備費の割賦払いを認めていること」「大規模修繕リスクを民間に移転しないこと」は、わが国のPFIの特徴であり、世界標準のPFIの常識から外れているポイントです。前者は、公債による資金調達の方が安いのでVFMを下げてしまうからであり、後者は、民間が管理することが明らかに適切なリスクを公共が取ることがやはりVFMを下げてしまうからです。これらの二つのわが国のPFI独特の、デメリットを改善することは検討していないのですか？</p> <p>* 世界標準のPFIの重要な仕組みがわが国のPFIには導入されていません。「(性能発注とは異なる)アウトプット使用書」「業績連動の仕組み」「リスク移転の仕組み」「競争上の公平性を担保するPSC調整の仕組み」「専門家で構成される小委員会」と評価委員会による総合評価の仕組み等について導入することは検討していませんか？</p>	<p>割賦払い、リスクの移転については、個別事業ごとに判断されている事項であり、一概にデメリットとは言えないと考えます。</p> <p>ご提案の事項等については、現行制度においても可能であり、事業主体において判断されると考えられます。</p>

◇平成16年度 国土交通省PFIセミナー(さいたま会場) 質問一覧

NO	質問	回答
9	PFI事業者への資金提供について、PFI事業者への貸付をした金融機関が、PFI事業者への貸付の一部を、国内の別の信託銀行に譲渡し、信託受益権とすることがあると聞きましたが、どのようなスキームであるのか、また、既存の法制度上の問題は無いのか、公共からみたデメリットは無いのか、についてご教示頂けますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。	ご質問の事例については民間の契約にかかる事項であり、当方でそのスキーム、法制度上の取り扱い等については把握できておりません。公共としてのデメリットは、ケースごとに異なることが想定されます。
10	当社は建設コンサルタントです。建設コンサルタントがPFIに参画するために必要な手続きや手順を教えてください。	PFIの事業のスキームにおいて、可能性調査の段階、実施にあたってのアドバイザー業務等の局面において、公共側より委託発注がされる際に参画いただける可能性があると考えられます。また、PFI事業者に参画の可能性もあると考えます。
11	PFIに関する質問： 今後、下水道分野、河川・湖沼分野でのPFIの可能性 についてのお考えをお聞かせ願ひたい。	VFMが出る等、PFIに適した事業であれば、実施の可能性があると考えられます。
12	最近のPFI事業では、『ハコモ/PFI』から一歩前進した『運営比率の高い PFI』の事例が、目に付くようになりました。ここで、維持管理・運営部分での契約解除の場合のペナルティーとして『維持管理・運営費相当額の20%の違約金』を請求する例が見られます。ところが、この違約金ですが『当該年度の額』と『事業期間における総額』の二通りがあります。『事業期間における総額』の20%だと、非常に高額となります。PFI事業での『違約金』の設定に関するガイドラインを是非お願ひいたします。	PFI推進委員会の「契約に関するガイドライン」においては、剪定事業の内容とうにより、解除によって、管理者等がこうむる被害額の見込み額が異なることから、事業に応じて設定する旨記載されております。
13	近隣住民や施設利用者(市民、国民等)との協働により、これらの者の意見を反映しつつ施設の設計を行いたい場合でも、PFIの趣旨に照らして、これになじませることは可能でしょうか。むしろ障害となる可能性のほうが大きいでしょうか。	施設設計において、住民等の意見を聴取することは望ましいことと考えられますが、PFIで実施した場合、そのメリットと合わせ、事業期間のリスク、設計変更のリスク等が生じると考えられます。また、基本設計段階で住民等の意見を頂いたうえで、その設計を元にPFI事業を行うことも想定されます。
14	1. 道路事業へのPFI導入は現可能性についてどのようにお考えでしょうか。 2. 有料道路でない道路事業に関してPFIの展開が図られようとしています、どのように思われていますでしょうか。 3. PFI対象物から事業展開までを民間から提案していくことは今後ありえますでしょうか。	1. VFMが出る等、PFIに適した事業であれば、実施される可能性があります。 2. 有料、無料に関わらず、VFMが出る、適切なリスク管理が可能である等の条件がそろえば、PFIに適した事業であれば、実施されると考えられます。 3. PFI法、基本方針において民間提案の規定があるので、可能だと考えられます。
15	質問：官から民への移行する制度として、指定管理者制度など複数の手法がある。各手法の特長と活用のポイント、今後の見通しを教えてください。	指定管理者制度は、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が、管理を代行する制度です。PFI事業の実施の中で、指定管理者制度が活用されることも想定されます。

◇平成16年度 国土交通省PFIセミナー(さいたま会場) 質問一覧

NO	質問	回答
16	<p>当社はオフィス家具を中心に什器備品等を製造販売しておりますが、PFI事業では、事業によって備品をPFI事業に含む場合と、従来のように行政で手配し、維持管理はPFI事業者にて行うという方法で捉えているわけですが、その理由は何故でしょうか？建築に付帯する什器は建築に含むのは当然ではありますが、置き家具である備品においても、本来「建築・設計・備品」を一体と捉えるべきだと思いますがいかがでしょうか。(デザイン面・維持管理の面で)</p>	<p>PFI事業の内容やその業務範囲については、個別の事業ごとに事業主体で判断される事項であると考えております。</p>
17	<p>現在中学校の建替えてPFIの導入を検討していますが、工事費への予算削減のため、同規模学校への建替えだけのためまったくVFMが確保できそうもありません。また、先行発注な為、設計はプロポーザルで事業者の業務にはなりません。維持管理費も含め利益が見込めない場合は、断念せざる得ないでしょうか？</p>	<p>VFMが全くでないことが確実である場合、PFIで実施するメリットはなく、PFI法上の特定事業の選定は困難であると考えられます。</p>
18	<p>PFI法第四条2項の一に規定されている【民間事業者の発案による特定事業の選定】部分に関して、民間事業者の発案を公共施設の管理者に提案する具体的な方法がありましたら、教えていただきたく質問いたします。今までは常に公共施設管理者からの募集に対して参加させていただいていましたが、民間からの提案が可能と読み取れますので、よろしく願います。</p>	<p>民間提案の具体的な手続き等については、規定がありませんが、公共が行うべき措置はPFI法に基づく基本方針に定められているので、参考としてください。</p>
19	<p>PFI事業における指定管理者制度の取り扱いについて今後の方針など。</p>	<p>指定管理者制度は、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が、管理を代行する制度です。PFI事業の実施の中で、指定管理者制度が活用されることも想定されます。</p>
20	<p>一般廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)の事例及び留意点についてご教示願いたい。</p>	<p>内閣府HP等に事例については一覧表があるので参考とされますようお願いいたします。</p>
21	<p>現在、進んでいる羽田空港の案件のご紹介をお願いします。</p>	<p>現在、事業の制度設計等の検討を実施しているところです。</p>
22	<p>10月15日の開催にあたっての資料などはございますか？</p>	<p>資料については、当日配布の予定です。また、終了後には、HPに掲載する予定です。</p>
23	<p>①最新のPFIの動向と今後の方向性 ②PFIの事業規模と事業分野等の傾向(地域別傾向など)</p>	<p>国土交通省におきましては、実施箇所数を平成14年度の17箇所から平成16年度末までに34箇所に倍増することを目標に取り組んでおります。事業の傾向等については、内閣府のホームページ等が参考となると考えられます。</p>
24	<p>・国直轄の事業を民間にやらせて行くと国の直轄事業をやる人の技術力の低下、ひいては人・組織の削減・消滅につながるのではないかと。 ・UFJ銀行の例もあるように、何十年先の民間会社の存廃は不確定なもの。関係した全企業がつぶれても国等への損害は大丈夫なのか。</p>	<p>VFMが出る等条件が整ってPFIに適した事業がPFI事業で実施されるため、技術の低下は想定しにくいと考えられます。PFIにおいては、様々な事態を想定して協定等を締結するものであり、適切に対処されると考えられます。</p>

◇平成16年度 国土交通省PFIセミナー(さいたま会場) 質問一覧

NO	質問	回答
25	現在のPFI事業の大部分が大手企業のためのものとなっており、地域の地元中堅・中小企業はやる気があっても、とても競争に勝てるはずがありません(人・物・金・情報のいずれをとっても)。何か対策を検討して頂きたいのですが。	PFI工事を保証事業会社の金融保証業務の対象に追加する等、より参加しやすい条件作りに努めております。当セミナー等、様々な情報収集の場を活用いただく等、ノウハウの獲得に努めていただきたいと思いますと考えております。
26	先に発表された「骨太の方針2004」では、PFIをさらに推し進めた「市場化テスト」が盛り込まれておりますが、御省におけるお考え・検討スケジュールはいかがなものでしょうか。	市場化テストにつきましては、政府全体の取組みとして、現在のところ、平成17年度の試行的導入に向けて検討を進めることとしております。
27	道路事業へのPFI事業方式の適用可能性は？国土交通省として、可能性調査や具体的案件はありますか？	VFMが出る等、PFIに適した事業であれば、実施の可能性があると考えられます。現在のところ、直轄事業として具体化している案件はありません。
28	現在までのPFI事業において、民間業者はどのように関わっているのでしょうか？	PFIの事業のスキームにおいて、可能性調査の段階、実施段階等の各局面において、参画いただける可能性があると考えられます。
29	会計検査について ・受験した部署(自治体等) ・受験体制(書類等) 可能な範囲でご教示ください。	現在のところ、会計検査の受験の情報は入手しておりません。
30	出来る限り国土交通省が把握しているPFIの例及びスキーム、行政の評価、落札金額等を教えてほしい。特に、神奈川県、東京都、埼玉県、千葉県など。	内閣府のホームページ等を参考としてください。また、各事業主体にお問い合わせ頂くことをお願いします。
31	PFIの採用の可否は提案書の良否が大きなウエートを占めると思われますので、提案書の作成には多額の費用がかかります。このため、参加が難しい企業もあります。出来ましたら、提案書は発注者サイドで様式をあらかじめ決められ、それをダウンロードして記入の上で提出としておけば、コスト的にも負担が少なく参加出来ると思われそうですが、如何でしょうか。	提案書に各民間企業のノウハウを反映するためには、自由度の高い現状の方法が適していると考えられます。今後の動向で、定型的部分が明確になることも想定されます。
32	ノウハウや技術力がある中小企業が、PFI事業により積極的に参入する方法、及び参入するために発注仕様上工夫していることや工夫余地を教えてください。	PFI工事を保証事業会社の金融保証業務の対象に追加する等、より参加しやすい条件作りに努めております。当セミナー等、様々な情報収集の場を活用いただく等、ノウハウの獲得に努めていただきたいと思いますと考えております。 仕様書上の工夫については、各事業の特性に応じて各事業主体で検討されていると認識しています。
33	路整備等土木事業に関するPFIの活用について実績がないが、その課題と可能性は？	VFMが出る等、PFIに適した事業であれば、実施される可能性があると考えられます。

◇平成16年度 国土交通省PFIセミナー(さいたま会場) 質問一覧

NO	質問	回答
34	1、BOTの場合の不動産取得税・固定資産税などの税の免除の問題の動向 2、事業期間と耐用年数の不一致による償却の問題の動向 3、国としての提案費用の負担の問題は今後どうなるか 4、土木のPFI事業の今後の動向	1.当省においても、BOTの場合の税の特例措置について要望を行っております。 2.国税庁の売買とみなせるPFI事業の取り扱いの中で整理されていると認識しております。 3.応募費用については、基本的に応募者の負担であるとかんがられます。 4. VFMが出る等、PFIに適した事業であれば、実施されると考えられます。
35	道路・橋梁案件をPFIで事業化する可能性はありますか	VFMが出る等、PFIに適した事業であれば、実施される可能性があると考えられます。
36	1)資金調達の方法、手順について、詳しく教えてください。 2)引渡しまでの期間がきたときに、いきなり発注者に手渡すのか、移行期間を設けて研修を行うのかについて教えてください。 3)PPP(Private Public Partneship)は日本で一般的となるのかどうかについて、ご教示ください。	1)資金調達については、政策投資銀行のホームページ等のプロジェクトファイナンスに関して解説されている部部を参照頂けますようお願いいたします。 2)引渡しの手続きについては、個別事業の内容に応じ、事業主体のほうで検討、調整されていると考えます。 3)PPPについては、法令上の根拠はありませんが、一部の地方公共団体が検討されていると聞いております。
37	今後はハード系のPFI事業以外のソフト系事業も、適用を拡大・促進されるのでしょうか？ 例：施設やデータ・システム等管理業務や委託（設計・コンサルタント）、データ・システムの構築、サービス業務等	PFI法の公共施設に該当するものであって、VFMが出る等、PFIに適した事業であれば、実施される可能性があると考えられます。
38	PFI方式が導入できる基準は？PFI導入の手続きは？	VFMが出る等、PFI導入の前提条件、PFI導入の手続きについてはPFI推進委員会のガイドラインによるものとなります。
39	PFI事業の将来的に想定される規模を算出されておりましたら、公表頂ければ幸いです。	個々の事業の特性により、PFI方式が馴染むかどうかの判断がされることもあり、規模の算出については、困難ですが、当省としましては、PFI事業の推進に向けて取り組んでいるところです。
40	加入する保険の望ましい選択方法～関係者それぞれの立場から・事業者からみた保険の選択方法（リスク移転、保険料コスト等の観点から）・金融機関による保険金請求権への質権設定→金融機関側からみて、債権保全上、どの保険へ質権を設定すべきか？また、どの保険へ質権を設定できないのか？	多様な保険商品を業務内容に則して組み合わせ、保険対応を部分的に図り得ますが、保険対応にも限界があることに留意する必要があります。 質権設定については、当省では把握できておりませんが、総務省「地方公共団体が行うPFI事業の課題に関する検討報告書」等が参考になると思われれます。

◇平成16年度 国土交通省PFIセミナー(さいたま会場) 質問一覧

NO	質問	回答
41	<p>環境アセスメントに関するご質問です。清掃工場などのいわゆる迷惑施設の建設の場合、施設設置には事前に住民への説明・理解が不可欠です。また、アセスメントの実施結果によっては、追加アセスの実施、さらには施設の仕様変更が必要となる場合が少なくありません。極端な場合、建設予定地の変更もしくは、施設建設そのものが不可能となる場合も、これまでの事例を考えると十分起こりうる話です。さらには、事後監視の問題も発生してきます。つまり、環境アセスメントにかかる費用負担は決して少なくないのです。このような、環境アセスメントに関するリスクは誰が負担するのでしょうか？アセスメントの実施主体は公共か民間か？アセスメント費用負担(追加アセスを含む)は公共か民間か？アセスメントに伴う計画変更に起因する費用負担は公共か民間か？</p>	<p>環境アセスメントに関するリスク分担,実施主体,費用負担については、個別の事業の内容に応じて、適切に分担されるべきものと考えられます。</p>
42	<p>流市法による物流センター等における事例はありますか。PFIと不動産証券化等の他の手法との複合的な事業は、可能なのでしょうか？</p>	<p>現在のところ,物流センターの事例は把握しておりません。</p>
43	<p>土木構造部(例:橋梁工事)のPFI事業が可能か、その問題点は何かがあるのか。</p>	<p>VFMが出る等,PFIに適した事業であれば,実施される可能性があると考えられます。</p>
44	<p>・合築施設については、一定条件(提案時より事業者を明確にする、中途でも発注者承諾があれば可、など)のもとで別事業者が所有できるようPFI法変更を希望するが、行政の検討状況は如何か？ ・総合評価における定性評価の比重を高める、落札後双方の合意のもとでスペック変更した場合の増額について一定範囲内(増額後の評価点が次点を上回ること、発注者の合理的な追加要請による、など)で認める、など、行き過ぎた価格競争(要求水準の下限を巡る競争)に陥らず、一定のVFMは当然前提として、よりグレードの高いものを実現する方を希望するが、行政の検討状況は如何か？</p>	<p>PFI推進委員会からの中間報告においても指摘いただいております。今後検討されることと考えております。ご指摘いただいた落札後のスペック変更については、発注者と事業者音の間で,事業内容の明確化を図るためであって,他の競争参加者が有利となるような変更でなければ,一切許容されないものではありません。</p>
45	<p>今後の予定物件等の資料。</p>	<p>個々の事業の特性により、PFI方式が馴染むかどうかの判断がされることもあり、予定物件を把握はできておりませんが、PFI事業の推進に向けて取り組んでいるところです。</p>
46	<p>現在、全国的にはPFI自体、具体的に動いているのでしょうか？一時期の勢いがなくなっているように感じます。また、PFIで変わった事例(特殊なもの。今まで殆ど事例はなかったが今回はじめてみたいなもの)があれば教えて下さい。</p>	<p>現在でも,件数は増加している状況にあります。当省関連の事例について紹介いたします。</p>
47	<p>先進事例を多数ご紹介いただけますと助かります。</p>	<p>国土交通省関連の先進事例について,紹介いたします。</p>

◇平成16年度 国土交通省PFIセミナー(さいたま会場) 質問一覧

NO	質問	回答
48	今後の国のPFIの予想金額の推移等についてご教示いただければ幸いです。	個々の事業の特性により、PFI方式が馴染むかどうかの判断がされることもあり、予想金額の推移は想定できておりませんが、PFI事業の推進に向けて取り組んでいるところです。
49	PFIを企画している自治体がファイナンシャルアドバイザーを選定する際のプロセスと選定基準を教えてください。	各自治体で判断、実施されていると認識しており、定まったプロセス、選定基準はないと考えられます。
50	タラソ福岡の失敗についてお聞かせ下さい。	当省では、内容について承知できておりません。
51	既存建物の躯体を残し大規模改修工事を行う場合、設備を対象としてPFIを行うことは考えられるでしょうか。(施工～竣工後の設備管理等を含めて)	ご提案のような内容のPFI事業の事例はないが、VFMが出る等の条件の検討を含め、具体的な事業内容により判断される必要があると考えられます。
52	指定管理者制度はPFI導入の際に検討されたものなのか。両者の関係について。今後の国土交通省としての予想される展開。	指定管理者制度は、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が、管理を代行する制度です。PFI事業の実施の中で、指定管理者制度が活用されることも想定されます。
53	インフラに対するPFI導入時期の見込みなど。	個々の事業の特性により、PFI方式が馴染むかどうかの判断がされることもあり、導入時期は想定できておりませんが、PFI事業の推進に向けて取り組んでいるところです。